

広域連合規則第 3 号

愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年広域連合規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 9 号を次のように改める。

(9) 契約不適合責任

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。